

\*\*\*\*\*

# 役員等及び評議員選任解任委員の 報酬に関する規程

\*\*\*\*\*

社会福祉法人 みぎわ会

行橋市南泉4丁目11番5号

## 役員等及び評議員選任解任委員の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みぎわ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条及び定款細則第5条の規定等に基づき、役員等及び評議員及び評議員選任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の事業所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 常勤の評議員選任解任委員とは、評議員選任解任委員のうち、この法人の事業所に勤務する者をいう。
- (5) 非常勤の評議員選任解任委員とは、評議員選任解任委員のうち、常勤の評議員選任解任委員以外の者をいう。
- (6) 各会議とは、理事会・評議員会、監事による監査、及び、評議員選任解任委員会、あるいは、法人・施設運営のために業務を行うものをいう。
- (7) 報酬等とは、各会議への出席、または役員等が研修に出席したときに、職務遂行の対価として日当として支給され、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に及び定款細則5条に定めるとおり、役員等及び評議員選任解任委員に対して報酬等を支給する。

ただし、常勤の理事及び常勤の評議員選任解任委員に対しては、各会議に出席した場合でも支給はしない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤役員等及び非常勤評議員選任解任委員の報酬等の額は、理事会・評議員会、または監事による監査及び評議員選任解任委員会への出席したときには、日当として別表1の基準に基づいた額を支給する。

2 非常勤の役員等が、各会議以外の法人・施設運営のための業務遂行したときには、別表1の基準に基づいた額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員等及び非常勤評議員選任解任委員に対する報酬等の支給の時期は、各会議及び法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金・積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 非常勤の役員等または非常勤評議員選任解任委員が、各会議及び法人・施設運営のための業務にあたり、出張をした場合については、別表1及び別表2別表3の基準に基づいた額を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数これを切り捨てる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年12月14日（評議員会の議決日）より施行し、平成29年4月1日から適用する。

平成30年12月1日 一部改定

(別表1)

日 当 一 覧 表

区分 職務の級	法人・施設運営 のための業務	各会議及び日帰り研修	宿 泊 研 修
非 常 勤 の 役 員 等	1 時間につき 2, 0 0 0 円	1 回につき 5, 0 0 0 円	1 日につき 7, 0 0 0 円

(別表2)

宿 泊 費 一 覧 表

一夜当りの宿泊費実費が8, 0 0 0 円以上の場合
8, 0 0 0 円

- 1 宿泊地方の区分はしない。
- 2 飲食費は支給しない。

(別表3)

私 有 車 の 使 用 料

私用車の使用料	走行距離	1 kmあたり	3 0 円
---------	------	---------	-------

常勤の役員等につきましては、職員旅費規程に準じて支給することとする。